

手続名	根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由(内容)等
救急救命士試験の受験の手続き	救急救命士法施行規則第12条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
歯科衛生士試験の受験の手続き	歯科衛生士法施行規則第13条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
言語聴覚士試験の受験の手続き	言語聴覚士法施行規則第12条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
臨床工学技士試験の受験の申請	臨床工学技士法施行規則第12条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
義肢装具士試験の受験の申請	義肢装具士法施行規則第12条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師試験の受験の手続き	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第17条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
柔道整復師試験の受験の手続き	柔道整復師法施行規則第12条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
調理技術審査(専門調理師)の認定証書の変更申請	調理師法施行規則第21条第2項	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
理容師免許証の交付	理容師法5条の2第2項	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
理容師の登録削除	理容師法施行規則第4条	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
理容師免許証の記載事項の変更	理容師法施行規則第5条第2項	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
理容師免許証の再交付申請	理容師法施行規則第6条第2項	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
理容師試験の合格証明書の交付	理容師法施行規則第16条	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
美容師免許証の交付	美容師法5条の2第2項	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
美容師の登録削除	美容師法施行規則第4条	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
美容師免許証の記載事項の変更	美容師法施行規則第5条第2項	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
美容師免許証の再交付申請	美容師法施行規則第6条第2項	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
美容師試験の合格証明書の交付	美容師法施行規則第16条	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
給水装置工事主任技術者試験の合格証書の交付	水道法施行規則第33条	4	現物が必要なため、現時点での技術では実施方策の提示は困難。
社会保険労務士試験	社会保険労務士法第10条、第10条の2、同法施行規則第6条	4	オンライン化に馴染みにくい写真の貼付を義務づけており、写真照合に膨大な業務が必要のため慎重に検討(17年度)
社会保険労務士試験の試験科目の一部免除	社会保険労務士法第11条、同法施行規則第5条	4	上記申請と同時に提出するので、電子申請化を同時期に検討する(17年度)
分割退職金の請求	中小企業退職金共済法第10条の3第1項施行規則第21条の3	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
退職金共済手帳の交付	中小企業退職金共済法第37条第1項	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難

手続名	根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由(内容)等
退職金の請求	中小企業退職金共済法施行規則第14条	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
退職金支払通知書の送付	中小企業退職金共済法施行規則第15条第1項	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
解約手当金の請求	中小企業退職金共済法施行規則第22条第1項	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
解約手当金支払通知書の送付	中小企業退職金共済法施行規則第23条第1項	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
手帳の返還	中小企業退職金共済法施行規則第31条	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
共済契約者証票の交付	中小企業退職金共済法施行規則第52条	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
共済契約者証票の返還	中小企業退職金共済法施行規則第55条	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
退職金支払通知書の送付	中小企業退職金共済法施行規則第57条第2項	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
特定業種間を移動した場合の差額送金通知書の送付	中小企業退職金共済法施行規則第64条の6第1項	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
差額送金通知書の送付	中小企業退職金共済法施行規則第75条第1項	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
差額送金通知書の送付	中小企業退職金共済法施行規則第76条の2第2項	4	現物のため、15年度までのオンライン化困難
社会福祉士の受験手続き	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第6条	4	不正受験防止のため、写真と受験申請書はセットで提出せねばならず、現在のシステムでは、技術的に写真と受験申請書を同時に電子媒体に取り込むことが困難であるため。
社会福祉士の登録申請	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第10条	4	発行する社会福祉士登録証の電子化が現在の技術では困難であるため。
社会福祉士登録事項の変更	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第12条	4	発行する社会福祉士登録証の電子化が現在の技術では困難であるため。
社会福祉士登録証再交付の申請	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第13条	4	発行する社会福祉士登録証の電子化が現在の技術では困難であるため。
介護福祉士の受験手続き	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第24条	4	不正受験防止のため、写真と受験申請書はセットで提出せねばならず、現在のシステムでは、技術的に写真と受験申請書を同時に電子媒体に取り込むことが困難であるため。
介護福祉士の登録申請	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条(同施行規則第10条準用)	4	発行する介護福祉士登録証の電子化が現在の技術では困難であるため。
介護福祉士登録事項の変更	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条(同施行規則第12条準用)	4	発行する介護福祉士登録証の電子化が現在の技術では困難であるため。
介護福祉士登録証再交付の申請	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条(同施行規則第13条準用)	4	発行する介護福祉士登録証の電子化が現在の技術では困難であるため。
社会福祉・医療事業団債券の申し込み	社会福祉・医療事業団法施行令第10条第1項	4	オンライン化のために、法人におけるシステム構築が前提。 添付書類について一部オンライン化困難 間に受託金融機関を挟むため、システム構築が困難
社会福祉事業施設の設置者等への資金貸し付け	社会福祉・医療事業団法第21条第1項第1の1	4	オンライン化のために、法人におけるシステム構築が前提。 添付書類について一部オンライン化困難 間に受託金融機関を挟むため、システム構築が困難
居宅介護、日常生活用具の貸与等事業への貸し付け	社会福祉・医療事業団法第21条第1項第1の2号	4	オンライン化のために、法人におけるシステム構築が前提。 添付書類について一部オンライン化困難 間に受託金融機関を挟むため、システム構築が困難

手続名	根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由(内容)等
社会福祉振興事業者への資金貸し付け	社会福祉・医療事業団法第21条第1項第2号	4	オンライン化のために、法人におけるシステム構築が前提。添付書類について一部オンライン化困難間に受託金融機関を挟むため、システム構築が困難
病院等の開設者への資金貸し付け	社会福祉・医療事業団法第21条第1項第5号	4	オンライン化のために、法人におけるシステム構築が前提。添付書類について一部オンライン化困難間に受託金融機関を挟むため、システム構築が困難
指定訪問看護事業を行う医療法人等への資金貸し付け	社会福祉・医療事業団法第21条第1項第5の2号	4	オンライン化のために、法人におけるシステム構築が前提。間に受託金融機関を挟むため、システム構築が困難
精神保健福祉士の受験手続き	精神保健福祉士法施行規則第7条	4	不正受験防止のため、写真と受験申請書はセットで提出せねばならず、現在のシステムでは、技術的に写真と受験申請書を同時に電子媒体に取り込むことが困難であるため。
精神保健福祉士の登録申請	精神保健福祉士法施行規則第11条	4	発行する精神保健福祉士登録証の電子化が現在の技術では困難であるため。
精神保健福祉士の登録事項の変更	精神保健福祉士法施行規則第13条	4	発行する精神保健福祉士登録証の電子化が現在の技術では困難であるため。
精神保健福祉士登録証変更申請	精神保健福祉士法施行規則第14条	4	発行する精神保健福祉士登録証の電子化が現在の技術では困難であるため。
所管手続数合計		52	

注1) 本表は、平成15年度までにオンライン化実施方策を提示することが困難であるものについて記載している。

2) 「オンライン化できない理由」欄には、「申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合」は「1」、「申請者への対面審査(出頭の義務付け)を要する場合」は「2」、「その他の場合(手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。)」は「3」、「オンライン化条件整備はするが、平成15年度までに実施困難な場合」は「4」と記述している。